

## 旭川市随意契約の公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約を行うので、旭川市契約事務取扱規則第16条の3第2項の規定により公表します。

令和3年10月5日

旭川市長 今津 寛 介

### 1 契約の名称及び概要

(1) 契約の名称 井上靖記念館生垣剪定業務

(2) 契約の概要

ア 業務内容

井上靖記念館駐車場と隣接する民家の間にある生垣の剪定、切り口の保護、枝ゴミ処理

イ 履行期間

契約締結日から令和3年11月30日まで

ウ 発注部局及び問い合わせ先

旭川市6条通8丁目 セントラル旭川ビル7階

旭川市教育委員会社会教育部文化振興課

電話 0166-25-7558

### 2 契約の相手方の選定基準

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として市長の認定を受けた者であること。

### 3 契約の相手方の決定方法

上記2により、公益社団法人旭川市シルバー人材センター及び旭川市中高齢者福祉事業団から見積書を徴収し、その見積金額が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者と契約を締結する。